

平成24年第8回南三陸町議会臨時会会議録

平成24年8月29日（水曜日）

応招議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

出席議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	遠藤健治君

総務課長	佐藤 徳憲 君
復興企画課長	三浦 清隆 君
復興事業推進課長	及川 明 君
町民税務課長	阿部 俊光 君
保健福祉課長	最知 明広 君
環境対策課長	千葉 晴敏 君
産業振興課長	佐藤 通 君
産業振興課参事 (農林行政担当)	高橋 一清 君
建設課長	三浦 孝 君
危機管理課長	佐々木 三郎 君
上下水道事業所長	三浦 源一郎 君
総合支所長兼 地域生活課長	佐藤 広志 君
公立志津川病院事務長 兼総務課長	横山 孝明 君
総務課課長補佐 兼総務法令係長	男澤 知樹 君
総務課主幹 兼財政係長	佐藤 宏明 君

教育委員会部局

教 育 長	佐藤 達朗 君
教育総務課長	芳賀 俊幸 君
生涯学習課長	及川 庄弥 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	阿部 敏克
次長兼総務係長 兼議事調査係長	佐藤 孝志
主 事	加藤 優美子

議事日程 第1号

平成24年8月29日(水曜日)

午前10時 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般の報告
 - 第 4 行政報告
 - 第 5 議案第 7 4 号 南三陸町災害危険区域設定条例の一部を改正する条例制定について
 - 第 6 議案第 7 5 号 工事請負契約の締結について
 - 第 7 議案第 7 6 号 工事請負契約の締結について
 - 第 8 議案第 7 7 号 工事請負契約の締結について
 - 第 9 議案第 7 8 号 工事請負契約の締結について
 - 第 1 0 議案第 7 9 号 財産の売払いについて
 - 第 1 1 議案第 8 0 号 平成 2 4 年度南三陸町一般会計補正予算（第 3 号）
 - 第 1 2 議案第 8 1 号 平成 2 4 年度南三陸町水道事業会計補正予算（第 2 号）
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 1 2 まで

午前10時00分 開会

○議長（後藤清喜君） おはようございます。

第8回臨時会でございます。議員各位におかれましては、毎日暑い日が続いておりますので、健康管理に十分注意されまして、復旧・復興に向けて頑張っていきたいと思っております。

ただいまの出席議員数は15人です。定足数に達しておりますので、これより平成24年第8回南三陸町議会臨時会を開会いたします。

傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤清喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において5番山内昇一君、6番山内孝樹君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（後藤清喜君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日29日より明日30日までの2日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、会期は2日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（後藤清喜君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付したとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（後藤清喜君） 日程第4、行政報告を行います。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、平成24年第8回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には大変ご多忙の中、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げたいと思います。

第7回臨時会以降の行政活動の主なものについてご報告を申し上げます。

初めに、東日本大震災復興交付金の申請の件についてご報告をさせていただきます。

第3回目となる復興交付金の申請につきましては、6月26日、本町が事業主体となって実施する防災集団移転促進事業に係る用地買収事業等、34の事業について復興庁宮城県復興局気仙沼市支所を通じて行ったところであります。これに対しまして、今月24日、交付金ベースにおける交付可能額を87億1,927万1,000円とする旨の通知が復興庁から町に対してなされております。今回の交付可能額の決定においては、来年度以降に着手を予定している事業等について保留とされたものでありますが、大方の事業についてはその必要性を認めていただいております。

なお、今臨時会に付議しております補正予算案については、この採択された事業に係る費用について所要額を計上いたしております。

次に、先月30日及び今月20日、宮城県庁で開催いたしました南三陸町復興整備協議会において決定された事項についてご報告を申し上げます。

先月30日に開催した協議会においては、志津川東地区における津波復興拠点整備事業及び災害公営住宅整備事業について協議を行い、関係省庁の同意を得ております。また、今月20日に開催した協議会においては、港地区、田の浦地区、西田・細浦地区、平磯地区、荒砥地区、及び津の宮・滝浜地区に係る防災集団移転促進事業並びに入谷地区と名足地区に計画をいたしております災害公営住宅整備事業について協議を行い、いずれの事業についても関係省庁の同意が得られております。今後においても調整が完了した事業等については順次協議会を開催し、関係省庁の同意を得てまいりたいと考えております。

次に、宮城県東部沿岸大規模被災市町連携会議についてご報告をさせていただきます。

先月27日、石巻市の亀山市長の呼びかけにより、石巻市、気仙沼市、東松島市、女川町、及び本町からなる宮城県東部沿岸大規模被災市町連携会議が発足いたしております。この会議は、東日本大震災により甚大な被害を受けた県内の5つの市町が連携し、復興に向けた課題を共有すること、そして政府に対し復興に関する制度の弾力的な運用や拡充等を強く求めていくことを目的として設置されたものであります。今月20日には、宮城県庁においてこの連携会議を構成する自治体の長と宮城県知事との意見交換会が開催されました。その席上、村

井知事からは「宮城県としても、連携会議に参画している自治体とスクラムを組んで、復興に当たってまいりたい」とのお話をいただいているところであります。

今後においては、これまで以上に被災自治体、そして宮城県との連携を強化し、さまざまな場面において政府や関係機関に対し要望を行ってまいりたいと考えております。

次に、ＪＲ気仙沼線のバス高速輸送システム（ＢＲＴ）の暫定運行開始についてご報告をさせていただきます。

東日本大震災により不通となっておりましたＪＲ気仙沼線の気仙沼駅から柳津駅までの区間、55.3キロメートルについては、鉄路復旧までの代替措置として今月20日からＢＲＴの暫定運行が開始されております。暫定運行の開始に合わせ、陸前階上駅において開催されたセレモニーには、国、県及び沿線自治体などから多くの関係者が出席いたしました。皆様ご承知のとおり、現状においては主に一般道を走行する暫定運行となっておりますことから、今後においては年内中の本格運行に向け、専用道の延長や駅舎等の整備、そして定時性、安全性の確保といった利用される方々の声を反映した改善策等につきましても、鉄路復旧の要望に合わせ、これを行ってまいりたいと考えておりますので、引き続き議員各位のご理解とご協力をお願いする次第であります。

以上申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 暫時休憩をいたします。

町長の行政報告に対し、伺いたいことがあれば休憩間に伺ってください。

午前10時08分 休憩

午前11時05分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

書面にて提出された工事関係等の行政報告に対する質疑を許します。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） この工事関係の行政報告には異論はないんですが、1点だけお聞きいたします。

町なかを歩いていますと随分いろいろ、この工事関係資料を見ますと道路工事が進むようになっておりますが、そっちこっちで側溝がかなり危ない状態になっておりまして、実は先日ある人が側溝に落ちて大変な状況になったという話も聞きましたので、側溝についての考え方、町としてどういうふうに、道路を直す前に側溝についてどういうふうに考えているのか、その辺をお聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 側溝についてのご質問でございますが、現在市街地につきましては土砂が堆積している箇所もございます。基本的にその土砂を取り除いた後にふた等の安全施設をしたいというふうに考えております。災害の査定の中でも側溝のふたを認められている部分とそうでない部分がございます、認められた部分につきましては災害復旧工事の中で設置をしたいと考えておりますし、そうでないものについては後ほど予算の補正もさせていただきたいと考えておりますけれども、この予算をとった後にそれぞれ危険な箇所については対応していきたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） この工事関係を見ますといろいろ道路の整備がされていくと思いますが、今課長の説明ですと側溝についてもそのうちに整備していくと、ただそれはいつごろになるんですか。非常に危険なところが随分あるんですね。子供たちが歩いている部分も含めて、私大変心配しているんですが、その辺、町全体として調査した経緯はございますか。調査してどこが危なくて、早目に手を打たなければいけないという部分があると思うんですが、その辺どうでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 子供たちの通学路につきましては、先日教育委員会のほうからもお申し出をいただいております、現地確認をしているところでございます。具体的な数字はまだつかんではおりませんが、後々危険だと判断された部分については対応したいというふうに考えてございます。これまでも緊急に必要な部分につきましては対応してきておりましたし、その姿勢については今後とも変わらないというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようでありますので、以上で工事関係等の行政報告に対する質疑を終了いたします。

以上で行政報告を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は11時25分といたします。

午前11時09分 休憩

午前11時25分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 議案第74号 南三陸町災害危険区域設定条例の一部を改正する条例制定
について

○議長（後藤清喜君） 日程第5、議案第74号南三陸町災害危険区域設定条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第74号南三陸町災害危険区域設定条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、津波等の災害時において著しく危険な区域について、当該区域における被害を未然に防止すべく、建築基準法第39条第1項の規定により災害危険区域を指定したいため、本条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それでは、議案第74号の細部説明をさせていただきます。

資料は、議案関係参考資料の22ページをお開き願いたいと思います。

今回、22ページから58ページに新旧対照表を示してございますが、第2条の表におきまして備考欄に記載しておりますが追加の内容について新たに区域を追加する字が35字ございます。また、これまで指定した字に地番を追加するという字につきましては3つの字ということで、合計38の字について追加の設定をするものでございます。

恐縮ですが、戻りまして資料の13ページをお開き願いたいと思います。

各地区ごとの状況についてご説明させていただきます。

この図面につきましては、着色された区域につきましては災害危険区域に予定している区域でございます。黒の破線の部分につきましては、今回の東日本大震災における浸水区域となっております。この13ページにつきましては、平磯地区となっております。平磯地区におきましては、志津川字袖浜、字平磯を新たに追加するとともに、字深田については既に設定している区域に地番を追加する措置となっております。この地域での面積が9.9ヘクター

ル、169筆となっております。

次に、14ページになります。

清水地区でございます。志津川字大畑など9つの字で設定を予定してございまして、面積では約24.8ヘクタール、456筆について新たに加えるものでございます。

次に、15ページをお開き願いたいと思います。

細浦地区でございます。既に西田地区で指定しました字西田に地番を追加し、字森山、細浦、蛇王について新たに追加するものでございます。設定の面積が約16.6ヘクタール、251筆となっております。

次に、波伝谷地区でございます。16ページをお開き願います。

波伝谷地区につきましては、従前から一部指定されております字戸倉に一部地番を追加し、ちょっと字が小さいんですが字底土、波伝谷、坂本を新たに追加するものでございます。面積が約35.9ヘクタール、652筆となっております。

次に17ページ、18ページでございます。

馬場・中山地区でございます。歌津字小沼など8つの字となっております。合わせまして面積が約47.4ヘクタール、645筆となっております。

次に、19ページになります。

田の浦地区でございます。字田の浦など6つの字となっております。面積が19ヘクタール、278筆を新たに追加するものでございます。

最後に20ページ、21ページでございます。

港地区でございますが、歌津字港など5つの字となっております。面積が約17.6ヘクタール、227筆について新たに設定するものでございます。

今回設定する土地の所有者につきましては、今月の9日から23日にかけてそれぞれの当該地区で説明会を開催いたしまして、一定のご理解を得られたということで今回提案をさせていただいております。なお、残りの地区につきましても9月中に条例改正の提案をするべく、作業を進めているところでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 今、議会でもって災害危険区域に指定する議案として出ているわけなんですけど、ある地区で、その前に基礎を打って、建築している家もあるように見受けられるん

です。そういうところは今後どうなるのか。周りが危険区域になって、その建築した場所だけは省くということになると、何かその個人の所有者だけが区域外ということになって、今後例えば周りを埋め立てるとか盛り土するとかといった場合に、その建物の所有者はそれを承知した上で建築されたのかどうなのか。建築確認というのはもちろん大工さんがとれなければ進めることはできないわけですから、建築確認をとっていると思うんですが、その辺の、今後そういったところが出てきた場合どういうふうになるのか。ただ、この危険区域もいつまでもずっと追加追加というわけにはいかなくて、ある程度の期間があるかと思うんですが、最終決定といいますか、どの辺あたりまで期間が認められるというか、いろいろな事業の関係でね。来年でも再来年でも追加しても構わないのかということなんですが、そういった期間的なことと、それからそういった今建築しているところの今後の取り扱いといいますか、周辺の整備の関係はどういうふうになってくるのか、その辺のところ。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 確かにご指摘のとおり、災害危険区域に今般設定している中でも、たまたま家屋が強固なために残っている方でありますとか、一定の基礎を打って住宅を建てている方、中にはそういったケースもございます。この危険区域の設定前ですと、志津川の被災市街地復興推進地域以外については建築の制限というものはございませんので、確認申請については許可される状況に現在はなっておりますので、それなりの許可を得て建てているのかなと思います。ただ、今後災害危険区域にそういった場所が設定されますと、建築確認の許可が得られなくなるということになりますので、改めて増改築であるとかそういったものについてはできなくなるという説明を各地域でもさせていただいているという状況でございます。今後、建築制限、建築基準法に基づきます39条の災害危険区域をかけますので、その設定された区域については当該地域内での建築確認は難しいと。住居の用に供するための部分については難しいと。ただ、倉庫等については大丈夫であるということでございます。

それと、跡地利用の部分については、確かに痛しかゆしの部分がございます。いずれ浸水区域すべてをそれぞれの浜においてかさ上げするかどうかというのは、その該当する事業の適用も含めて、今後課題にはなってくるのかなと思います。そういった中で、逆にどこまで町に対して従前の宅地を売っていただくか、あるいは自己所有を続けるか、そういったのも踏まえて全体の計画をつくっていかねばならないのかなというふうに思っております。

それと期間の問題ですけれども、災害危険区域、現在地区ごとに追加している状況でござい

まして、全町を災害危険区域の指定を終えるめどにつきましては、先ほども申しあげましたが9月の定例会中に何とか災害危険区域、町内一円について作業を終わらせたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 設定になる前であれば住居の建て直しあるいは新築なりは可能だということもあるんですね。そうなってくると、周りの整備をするときに支障を来さないのかなということもありますし、例えば先ほども言ったように盛り土してかさ上げをしていくということになると、そこが今度は低くなったりとか、いろいろあるわけですね。それは自己責任ということでやっていくのかどうなのか。それで済まされるのかどうかなんですよね。だから期間というものもきちっと早目に設定していかないと、駆け込みで設定になる前にじゃあおれも建てましようなんてことでやられるというか、そういうふうなことをされますと周りの整備をするときにもいろいろな支障を来すのではないかという、その辺をちょっと心配したものですからね。そうしますと、あとは自己責任ということで解釈してよろしいんですか、後の整備に関しては。その辺、どうなんでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 周囲のかさ上げとかという部分で、本当は担当課からすれば面的に一団の土地を仮に整備をするに当たって支障になる部分についてはご理解いただきたいという部分でお願いはしております。ただ、やっぱり個人の財産でございますので、たまたま津波に遭っても建物が残っている方もございますし、それ以上のことはなかなか言えない状況ではございます。それと、背後地のそういった申請を受けたところの具体の計画がまだ詰まっていない状況の中で、こういう計画だからこうだという部分がなかなか言えないというのが現状でございます。それと、あとは自己責任かということになりますが、いずれそういった形にはなるかと思えます。

○議長（後藤清喜君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第74号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第75号 工事請負契約の締結について

○議長（後藤清喜君） 日程第6、議案第75号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第75号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災したばなな漁港（名足・中山地区）の物揚げ場復旧工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第75号についてご説明申し上げます。

議案関係参考資料の59ページをお開き願いたいと思います。

工事名は、平成23年度ばなな漁港（名足・中山地区）物揚げ場復旧工事でございます。工事概要といたしまして、名足地区物揚げ場98.9メートル、小口止めになりますけれども7.2メートル、中山地区の物揚げ場、延長が130メートル、小口止めとしまして47メートルでございます。最終的な工期といたしまして、平成25年3月25日完成を考えてございます。

次に、60ページをお開き願いたいと思います。平面図がありますので、ごらんになっていただきたいと思います。

名足地区と中山地区、それぞれ掲載しております。赤く塗った部分が今回の施工する箇所になります。先ほど申したとおり、名足地区につきましては98.9メートルの物揚げ場を設置すると。それから、中山地区につきましては130メートルの物揚げ場ということでございます。

断面につきましては、61ページをごらんになっていただきたいと思います。

これも赤く塗った部分が今回施工する部分でございます。これまでの既設の物揚げ場の全面に1メートル張り出しをいたしまして、沈下した分に相当する分をかさ上げをして、コンク

リートで被覆するという工事になってございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） ばなな漁港の名足・中山地区の工事なんでございますが、工事期間が来年の3月25日までということでございますが、これから工事の進捗がどうなっていくかによって、これが短縮になるのか延長になるのか定かではないんだろーと思ひますが、予定どおり進めるよう努力されることは理解しているつもりでございますが、例えば完成が予定どおりにいったと、それで受け渡しといひますか、これはすぐ業者から町に受け渡されまして、使用するのはいつごろからになるんですかね。使わせるという部分で。というのは、課長も現場を見てわかっているんだろーと思ひますが、この時期はやはり非常に使う率が高い時期なんですよね。使用する時期なんですよ。地域の皆さんの要望等々もあつたんだろーと思ひますが、その辺はどう説明して理解をいただいたのか、そしてまた使用開始はいつごろになるのか、その辺説明願ひます。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） お答えいたしたいと思ひます。

今回、約100メートルほどの物揚げ場になります。これを一度に工事をするわけではなくて、どちらか一方から工事を始めると思ひます。例えば10メートルスパン、20メートルスパンという形になるというふうを考えております。それで、当然できた部分からについてはそれぞれ現場のほうでうちの職員が確認をいたしまして、それで使用できるものについては随時使用を開始していきたいというふうを考えております。ただ、まだ契約したばかりで、具体の打ち合わせはまだ地区とはしておりませんので、これからその辺も含めて地区と詳細に協議をしていききたいというふうを考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 地区との打ち合わせはこれからということですが、多分その辺が多く出るんだろーと思ひます。できるだけ早く使わせるよう、工事は急がせるべきであらうと。1カ月早いと余り不平不満が出ない時期にならうかと思ひますので、業者とも綿密な打ち合わせをいたしまして、いろいろな部材の調達の部分などで問題も出てくると思ひますが、できるだけ早く使わせるような方向で工事を進めていただきたいと思ひます。以上です。

○議長（後藤清喜君） ほかに。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） いよいよもって第1次産業、特に漁業の復旧工事が始まるわけでありま

す。今回提案されておりますのは物揚げ場復旧工事の工事請負契約なのですが、今度は船揚げ場、船引き場になってくるかと思うんですね。その辺の見通しはいつごろからそうなるのか。荷を揚げても船を引くところがないと船を下げられないと、船を下げられないと荷物を揚げられないということになるので、どっちが先かということになりますけれども、順序よくやるにはこれから着手していかなければならないということですが、やはり荷揚げ場を使う場合には船を引く場所がないと使えないということになりますので、船を引く工事はいつごろの見通しなのかというのが第1点。

それから、いろいろと工事がたくさんあり過ぎて、どこの業者さんたちの入札状況を聞いてみましても不調だ不調だという言葉が聞かれるわけですよ。我が町ではそういったことはなかったのかどうか。一発で決まったのか、何回か繰り返してやったのか。今後の入札もいろいろあるわけですから、その辺のところもお聞かせください。

それから、先ほど前者の議員もお話ししておりますように、工期の関係なのですが、やはり一日も早く完成するのが皆さん待ち遠しいわけです。協力しなればならないということで、船の作業も中断しなければならぬということも多々出てくるかと思うんですね。その工期の設定の仕方というもの、この議案第75号も3月25日までの工期ですね、1億2,000万円の工事も3月25日、6,300万円の工事も3月25日というように、これから日数計算をしていったらもっと早くてもいいのではないかという感じもするんですけどもね。これは業者さんの規模にもよると言われるとああそうかなとも思うし、ではなぜそんな業者を頼んだのかということにもなりますので、なかなか難しいこともあると思うんですが、もう少し入札の工期の設定ということもやっぱり今後検討する必要があるんじゃないかなと思いますよ。与えられると、余裕を持ってやられるんですから。まだまだ大丈夫だということですね。ぎりぎりという言葉は適切ではないと思うんですが、詰めると頑張るわけですから、その辺のところでも今後の工期の設定の仕方というものについての考え方、これを聞かせてください。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 第1点目、船揚げ場の施工時期ということでございました。現在、水揚げを優先ということで、物揚げ場工事を優先的にさせていただいております。いずれ10月をめどにすべての工事の発注を終えたいと考えておりますので、その後にそれぞれもう一度地区と相談をいたしまして、船揚げ場についてはやりたいというふうに考えております。

（「10月」の声あり）10月以降です。

それで、これまで物揚げ場、船揚げ場という、そういう原則論を申してまいりましたが、地

区によっては応急で船揚げ場を使える地区もございます。ただ、そのときに物揚げ場を工事しながら船揚げ場を工事しますと、全く船が置けなくなるという地区もございますので、そういうところにつきましては逆に防波堤の工事をして、船揚げ場の工事をやるときは一時防波堤のほうに係留するというような工夫も必要だと思いますので、詳細につきましてはまたこれも地区のほうとどちらがいいかご相談しながら施工を進めていきたいというふうに考えております。

それから入札の状況でございますけれども、これまで漁港それから道路の復旧工事の入札をしまいでまいりましたけれども、不調なり応札がなかったのは1件だけでございます。今のところ2回目の入札によりましてそれも契約をいただいているという状況でございます。ただ、今後それぞれの業者さんの受注量がふえてまいりますので、当然請負状況を見ながらその辺は検討させていただきたいというふうに考えております。

それから工期の問題でございますが、ご指摘のとおり工事によって本来は違うべきだというふうに私も考えております。ただ、資材の問題であったり人の問題だったりがありまして、なかなか工期がつかめない部分がございますので、それで大変申しわけないんですが3月25日という設定をさせてもらっております。ただ、これにつきましては契約がご決定いただければそれぞれ業者のほうと工期的なものについてはまた詳細の協議をさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第75号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第76号 工事請負契約の締結について

○議長（後藤清喜君） 日程第7、議案第76号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第76号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した津の宮漁港及び水戸辺漁港の物揚げ場復旧工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第76号の説明をさせていただきます。

議案関係参考資料の62ページをお開き願いたいと思います。

工事名が平成23年度津の宮・水戸辺漁港物揚げ場復旧工事でございます。工事概要といたしまして、津の宮漁港物揚げ場60メートル、取りつけ護岸といたしまして38.1メートル、水戸辺漁港につきましては物揚げ場が65.1メートル、取りつけ護岸といたしまして34.6メートルになります。工事期間といたしましては、平成25年3月25日を考えております。

次に、63ページをお開き願いたいと思います。

津の宮漁港の平面図が載っております。赤く着色した部分が今回の施工部分でございます。約60メートルの物揚げ場の復旧工事をいたします。

次に、64ページをごらんになっていただきたいと思います。

水戸辺漁港の物揚げ場工事の平面図でございます。これにつきましても、着色した部分が今回施工する箇所になります。標準的な横断につきましては、61ページのばなな漁港の標準横断と同じ考え方で施工させていただきます。既存の物揚げ場護岸全面に1メートルの張り出しをいたしまして、沈下量に相当する分をかさ上げして、水たたきコンクリートをするという計画でございます。ただ、水戸辺漁港の突堤部分につきましてはそのまま現在の幅で沈下部分を石こうするという形になりますので、この部分につきましては幅が広がるということとはございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたし

ます。

これより議案第76号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のための休憩といたします。

再開は午後1時10分といたします。

午前11時56分 休憩

午後1時08分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第8 議案第77号 工事請負契約の締結について

○議長（後藤清喜君） 日程第8、議案第77号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第77号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した平磯漁港の物揚げ場復旧工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第77号の説明をさせていただきます。

議案関係参考資料の65ページをお開き願いたいと思います。

工事名が平成24年度平磯漁港物揚げ場復旧工事でございます。施工場所につきましては志津川字平磯地内でございます。工事概要ですが、物揚げ場57メートル、取りつけ護岸といたし

まして161.3メートルでございます。完成工期につきましては、平成25年3月25日でございます。

66ページをお開き願いたいと思います。

平面図がございます。大変図面が薄くて申しわけございませんが、上が海側で、下が陸というふうにごらんになっていただければと思います。赤く着色した部分が今回の施工箇所でございます。物揚げ場57メートル、それから左右にそれぞれ取りつけ護岸が161.3メートルございます。復旧断面につきましては、61ページの標準断面と同じ方法で施工する予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） 次々と1種漁港が入札に付されてきまして、最終的には10月ごろまでにはすべての漁港の物揚げ場の復旧工事が入札に付されるということですが、2種漁港のほうの進捗状況というのはどのようになっておりますか。ちょっと県の管理であれなんですけれども。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 詳しく私も存じ上げていない部分もございますけれども、4港ある部分について物揚げ場であったり防波堤であったり、それぞれ今契約をして、順次施工している箇所もございますし、これから施工に入る場所もございます。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） 波伝谷漁港なんですけれども、ご存じのように2次仮置き場に隣接しております、地域民にしましてはいずれ瓦れきの海上輸送が行われるということで、物揚げ場がまず整備されて、そして瓦れきの搬送が始まるのかなと、そういった期待をして地域の住民は思っていたそうなんです、全然現状のままでどんどん輸送が始まっておりまして、むしろこのままでは輸送が終わらないと工事に着手できないのかなと心配している地域民もいるんですが、その辺をちょっと県のほうに、町としても働きかける必要があるのかなという感じがするんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 今ご発言のとおり、現在瓦れきの運搬の積み上げ港ということで利用させていただいております。ちょっと県のほうともまたその辺は詳しく、瓦れきのほうと漁港のほうをあわせて協議させていただきまして、一日も早い工事着手ということで私たち

も働きかけていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） 地域の人たちにとっては、そういったことで漁港整備が早まるのであればということで賛成をしたという方も大分いるようですので、ぜひともすべての瓦れきの海上輸送が終わるまで手をつけないということではちょっと大分先のことになりますので、一日も早い方向でぜひ進めてほしいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（後藤清喜君） ほかに。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第77号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第78号 工事請負契約の締結について

○議長（後藤清喜君） 日程第9、議案第78号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第78号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した袖浜浄化センター等の災害復旧工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） それでは、細部についてご説明申し上げます。

議案関係参考資料の67ページをお開き願います。

工事名、平成24年度袖浜浄化センター等災害復旧工事。工事の概要につきましては、管路施設延長84.45メートル、処理施設、土木工事、建築工事、機械設備工事、電気設備工事、それぞれ一式となっております。工事期間は平成25年3月20日までとしております。

次のページに、袖浜浄化センターの断面図、平面図等が記載されておりますので、参考にいただければと思います。

以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 袖浜浄化センターは災害時にかなり痛手をこうむって、あそこの住民もかなりなくなっている方たちも多いと思う、建物ですよ、浄化装置は使えるんですか、何軒くらいで使えるようになるんでしょうか。それは採算がとれるものかどうか、その辺をちょっとお聞きします。

○議長（後藤清喜君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） それではお答えいたします。

現在接続している軒数は26軒でございます。採算と申しますとなかなか厳しいというのが現状でございます。維持管理費に大体200万円ぐらいかかりますので、使用料が年間で約120万円ぐらいということになりますので、80万円ぐらいの赤字という格好になります。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 現在26軒だそうですが、被災前は何軒だったんでしょうか。あそこは多分いろいろな加工場とかそういうのも含めてやっていたような気がしますが、そういうのも含まれていますか。今の説明だと年間120万円で80万円ぐらいの赤字だということですが、120万円というのは1戸120万円ですか、それとも全体で120万円なんですか。ちょっとその辺を詳しくもう一度お願いします。

○議長（後藤清喜君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） 被災前は47軒ほど接続しておりました。それが現在26軒ということになっております。

それと、使用料は年間で、全体でございます。加工場は入ってございません。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） それはわかったんですが、今からどうするんですか。年間ずっと赤字が続いていくという話なんですが、どういうふうな対策をもってそれをやっていくつもりなのか、その辺をお聞かせ願います。

○議長（後藤清喜君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） 近くの方に家を建てる方が今回もございまして、だんだんあの近辺そのものがもうちょっとふえてくるのかなと思いますので、それらを見込んで何とかなるのかなというふうに考えてございます。

○議長（後藤清喜君） ほかに。1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 一番懸念されるのは今後、海岸線にあるので津波とか防災面に関してはこの施設はどうなっているのでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） 堤内外というんですか、堤外ということで、危険区域そのものですので、今度また同じような津波等が来ればまた壊れるというふうな格好になります。ただし、原形復旧ということなものですから、その場に建築、災害ということで今回工事をするわけですけれども、今後ともやはり災害というふうな格好でしか施設整備はできないというふうなことになります。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 予算的にも8,000万円ぐらいかかります。そして戸倉小学校体育館の件もありますので、9,000万円ぐらい町の経費を出して1回も使わずに流されてしまうと。果たしてそういった計画の中で浄化槽があそこに必要なのかと、そのように思います。そして、ここに建てるんでしたらやっぱり津波防災の、その辺の防災対策も講じていく考えは町のほうにあるのかなのか。その辺、お願いします。

○議長（後藤清喜君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） 現在建物がそのまま残っておりますから、どこへも移転できないというふうなことになります。ですから、今後もこれを引き続き使っていくというふうなことになります。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 建物がそこにあるから今後もその場所を使ってやっていると。果たしてそれでいいものなののでしょうか。私は心配です。今後宮城県沖地震が想定されています。そういう中では津川市街地は8.7メートルの防波堤で町を守ると。ここもやっぱり守るべき施

設ですね。町の財産として守るべき必要がここにはあると思いますので、その辺の対策もぜひ講じながら建設に当たってほしいと思います。終わります。

○議長（後藤清喜君） ほかに。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第78号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第79号 財産の売払いについて

○議長（後藤清喜君） 日程第10、議案第79号財産の売払いについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第79号財産の売払いについてをご説明申し上げます。

本案は、三陸沿岸道路、歌津～本吉間の事業用地に係る町有財産の処分について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、今回の財産売り払いの細部につきましてご説明をさせていただきます。

まずもって議案書の21ページでございますけれども、今回売り払う財産の所在、地目、地積等でございます。所在につきましては吉野沢4番1から草木沢65番まで、いずれも山林でございます。筆数で12筆ございまして、地積が4万4,081平方メートル、4町4反ということ

になります。それにかかわる保障分でございますけれども、立木ですが、アカマツ、杉、ヒノキ、それから雑木ということでヒノキ、桜、ナラ等がございます。これの対象本数が8,670本でございます。それぞれの土地の単価あるいは立木の単価につきましては、また後ほど議案関係参考資料で申し上げたいと思いますが、地積については参考資料にもございますように土地代分については3,618万2,405円でございます。立木につきましては735万7,854円でございます。

議案関係参考資料で、関係の位置図、場所、それからただいま申し上げました単価等の根拠につきましてご説明をさせていただきますが、最初に場所でございますけれども、78ページをお開きいただきたいんですが、主に4つのブロックに分かれてございます。一番最初、Aというところでございますが、吉野沢4-1から4-5、これは歌津駅から団地のほうに上がっていきまして、浄化センターの100メートル上くらいの左側ということでございまして、ここには2筆ございます。面積で3,624平方メートル、3反6畝がここでございます。

それから、Bというところでございますけれども、吉野沢団地の北東側に道路がございますが、それを下がっていきまして、図面でいえば吉野沢団地のすぐ下になりますけれども、ここがご案内のように4筆ございまして、5,849平方メートル、5反8畝でございます。

それからさらに気仙沼方面といいますか本吉方面、港方面にまいりますけれども、CとDでございますが、これは合わせますと5筆で3万422平方メートル、3町ほどございます。

それからEでございますが、本吉町の蔵内塚でございまして、本吉町の蔵内に下がっていきまして間もなく港の手前に左側に上がる道路がございます。それを左に上がっていきましてオイカワデニムさんの新しい工場があるんですが、さらに上っていきまして蔵内の仮設住宅がございます。その左側のほうでございまして、車道がございませんので歩いて行くしかないんですけれども、ここに1筆、4,184平方メートル、4反1畝という内容になります。

ただいま申し上げました箇所図の拡大図が79ページから83ページまでございまして、この図の見方でございますけれども赤い線が事業予定地、つまり三陸道の幅でございます。グリーン部分が町有地でございまして、さらに黄色い部分が今回国土交通省のほうの買収面積といいますか、売り払う箇所でございます。以下同じように80ページから83ページまでございます。

それから、参考資料の69ページに戻っていただきまして、右上のほうに議案第79号関係資料と書いてあるものがございまして、ここに土地の分の処分単価、それから立木の単価がございまして。土地については一番右端のほうに処分単価810円から中段に870円、それからまた

810円になりまして、最後750円と、こういった単価がございますが、この単価の根拠につきましてご説明をさせていただきます。

基準値というのがございまして、これは三陸道の買収の基準値でございますけれども、これは過去2年間以内の取引事例を参考にして設けているところでございます。今回もとにした基準値につきましては、本吉町の外尾というところでございます。小泉から田東山のほうに上がっていくところでございますけれども、この外尾というところが基準値でございます、この基準値が1平方メートル840円でございます。反当84万円と。この840円を基準値にして当町で売り渡す価格が決定されるわけでございます。

最初810円とございますが、この考え方でございますけれども、840円の標準値に対しましてマイナス3%というのが今回のこの810円の考え方でございます。この価格差でございますが、最寄りの森林組合の市場への距離ということで、本吉の標準値が森組まで5.5キロメートルなんです、今回の810円につきましては8.5キロメートルから10.5キロメートルということで、市場までの接近性がマイナス3%というふうなことになりまして、810円という単価が出てまいります。

次は870円、つまりプラス要因でございますけれども、これにつきましてはプラス要因とマイナス要因がございまして、まずもってプラス要因が7%ございます。それは幅員の構造、いわゆる幅員6メートルの舗装道路に面しているということで、プラス4%でございます。それから、搬出道路、搬出可能な4メートル以上の道路に隣接しているということで、プラス3%、合わせましてプラス分が7%でございますが、先ほど810円で申し上げました最寄り市場との接近性でマイナス3%ということになりますので、この870円の土地につきましてはプラスマイナス4%の額ということで870円という価格が提示されてございます。

それから最後に草木沢の750円とございますが、これは標準値に対しましてマイナス10%という価格になります。先ほど言いました幅員の構造がマイナス4%ということで、幅員道路2メートル未満のいわゆる未舗装に接近しており、かつ国道との接続性も悪いということで、幅員の構造がマイナス4%でございます。それから最寄り市場、森林組合までの距離が13.5キロメートルということでマイナス6%、合わせましてマイナス10%ということで750円の価格が提示されてございます。

それから立木関係でございますけれども、今回8,670本の立木がございまして。大小関係なく本数で申し上げますと、杉が953本、松が2,190本、ヒノキが2,803本、それから雑木ということでヒノキ、クリ、ナラ等でございますが、2,004本で、合計で8,670本ということでござい

す。

それから、今回の買収に当たりましては東北地方の用地対策連絡協議会、通常用対連ということで我々申しておりますが、そこで定める立木買い取り価格でこれらの額が決定されておりまして、例えば胸高ではかりますけれども人工林で杉の場合、30センチメートルで4,100円、アカマツで2,680円、ヒノキで8,260円、当然太くなれば高くなりますし、細くなれば安くなると、その用対連の立木買い取り価格でこれらの額が決定されてございます。

以上申し上げました歌津～本吉間の町有地に係る三陸道の売り払い関係の議案でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 土地の金額が3,618万2,405円、これを議案第79号で可決して、そして財産収入ということで補正予算に出てくると思うんですが、この金額が36181になっているんです。次の一般会計になるんですが、一般会計の数字を見てこれを見たら、「あれ、1,000円多いのかな」と。その1,000円の違いですね。

それから、議会運営委員会の中でもお話がありましたように、この現地調査ということで総務課長のほうからバスも用意しているというお話がありましたので、ぜひ現地を確認したほうがいいというふうに思いますし、その際、これは議長にお願いなんですけど、まだ議案第80号の公有財産の関係は入っていないんですが、その現地調査のついでといたしますか、ここに来てまた行くというわけにはいきませんので、この関係のやつもついでに現地を調査したほうがいいと思うんですが、その辺のお取り計らいをお願いしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 前段の部分の1,000円の違いですけれども、当初予算で存置科目で1,000円とっていますので、今回補正では1,000円違うということでございます。

○議長（後藤清喜君） ここで暫時休憩をいたします。

午後1時37分 休憩

午後3時38分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第79号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第80号 平成24年度南三陸町一般会計補正予算（第3号）

○議長（後藤清喜君） 日程第11、議案第80号平成24年度南三陸町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第80号平成24年度南三陸町一般会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、第3回東日本大震災復興交付金事業として計画書を提出した事業について、早期に事業推進を図るべく所要額を計上したほか、町の独自支援として実施するがけ地近接等危険住宅移転事業に伴う補助金など、緊急性、特殊性のある事業について追加の措置を講じたものであります。

細部につきましては財政担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、歳出のほうから説明をさせていただきますので、10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。

10ページの歳出、総務管理費でございますけれども、企画費で官民連携による再生エネルギー利活用調査委託料ということで、木質バイオマス発電を中心に再生可能エネルギーの事業展開に向けた可能性等の検討を行うため、コンサルへ委託するものでございます。それから、その下の官民連携による地域生活交通関係の委託料でございますが、現在走っております災害臨時バスを含めて今後の地域交通のあり方等についてコンサル等へ委託するといった内容

でございます。この財源の内訳は、10分の10が国庫支出金ということになります。

それから、中段の社会福祉費の障害者福祉費でございますが、備品購入費で336万7,000円ということで、現在地域活動支援センター、いわゆる風の里でございますが、この備品として机、家具、エアコン等を購入するものでございます。これも財源内訳にありますように全額が国庫支出金ということになります。

それから、11ページ、水産業総務費でございますけれども、392万4,000円の減額でございます。これは後でご説明いたしますけれども、水産業共同利用施設事業というのが今回補助対象事業になりまして、給料、職員手当等が事業費支弁に該当するというので、一般管理費部門を減額するものでございます。

中段の復興管理費の積立金、第3回の東日本大震災復興交付金として76億702万5,000円交付になりましたけれども、これを一たん基金として積み立てをするといった内容でございます。

復興土木費でございますけれども、1目防災集団移転促進事業費ということで、今回65億5,300万円の補正をいたします。その内容は17節の公有財産購入費で64億7,000万円ほど、記載のとおり防災集団移転事業用地の購入費ということで、今回14地区、用地購入費約45ヘクタールを見込んでございます。それから同じく、その用地に係る立木補償ということで7,939万円ほどでございます。この14カ所でございますけれども、歌津地区が5カ所、志津川地区が6カ所、戸倉地区が3カ所ということになりますので、申し上げさせていただきますが、歌津地区の5地区につきましては港、田の浦、石浜、馬場中山、寄木、葦の浜の5地区でございます。志津川地区の6地区につきましては清水、荒砥、袖浜、志津川市街地、中瀬町、保呂毛・田尻畑の6地区でございます。それから戸倉地区3地区でございますが、津の宮・滝浜、藤浜、長清水、以上の14地区にかかわる分でございます。

それから、3目のがけ地近接でございますが、記載のとおり町単のがけ地近接危険住宅移転事業補助金ということで、今回町単独で補助金を創設したものでございまして、1カ所708万円の25件分を見込んでございます。これにつきましてはすべて1億7,700万円が一般財源でございます。

若干戻りますが、ただいまの防災集団、65億円でございますけれども、ここに財源内訳がございまして57億3,400万円が復興交付金、それからその右の8億1,900万円が震災復興特別交付税ということで、全額国費ということになります。

それから4目の災害公営住宅整備事業でございますが、8,459万9,000円の追加でございます

けれども、志津川地区の基本計画策定業務委託料ということになります。これについては8分の7の7,400万円が復興交付金で、残りの1,057万円が一般財源ということになります。あと、公営住宅は次のページの12ページにもございました。大変失礼いたしました。公有財産購入費で6,700万円でございますが、災害公営住宅整備事業用地購入ということで入谷地区、名足地区の用地購入でございます。合わせまして入谷地区が1.53ヘクタール、名足地区が0.97ヘクタール、それから22節補償補てん及び賠償金につきましては、その用地購入に係る立木補償でございます。

それから5目の津波復興拠点整備事業、6,156万円の補正でございますが、津波復興拠点事業用地購入費ということで具体的には志津川地区、沼田地区の用地購入費として5.4ヘクタール、その立木補償として1,890万円を見込み、計上してございます。

なお、これの財源内訳でございますが、これも同様に4,617万円が復興交付金、それから1,539万円が震災復興特別交付税ということで、以下6目の都市再生区画整理事業費、7目の道路事業費、8目の都市公園事業費もそういった財源内訳になります。

6目の都市再生区画整理事業費でございますが、委託料で1億3,660万円、具体的には志津川市街地の測量、計画策定業務でございます。それから17節公有財産購入費で、それらに係る1ヘクタールの用地購入費を見込んでございます。

7目道路事業費として6,660万円、道路事業調査等委託料でございますが、具体的には沼田から新志津川駅方面、それからもう1本は沼田から新井田地区へのそういった測量、予備設計等の委託料を見込み、計上したものでございます。

それから8目の都市公園事業費でございますが、2,672万3,000円の補正でございますが、具体的には復興祈念公園予定地の土地利用計画の策定委託料ということで計上してございます。

それから13ページ、水産業費の関係でございますが、今回3目水産業共同利用施設復興整備事業費ということで20億1,500万円追加をさせていただきました。財源内訳は同じように震災復興交付金と震災復興特別交付税でございます。これらに係る2節給料から11節需用費までにつきましては、事業費支弁ということで事業費の中で職員給、手当、そういったものを支給させていただきます。

13節委託料で3件ございますが、1億1,750万円でございますけれども、持続可能な海山づくり事業委託料ということで、具体的には森林の認証制度にかかわる研修会、あるいは取得相談会の経費でございます。おおよそ200万円予定してございます。それから、さけの溯上す

るまちづくり事業費委託料ということで、さけのふ化場の水源調査あるいは基本設計等の策定ということで、8,000万円前後を見込んでございます。それから衛生管理型市場構想推進事業委託料ということで、現在魚市場の高度衛生管理型市場の建設に当たって、基本計画あるいは基本設計、それから合意形成等の委託料ということで、3件合わせまして1億1,759万円でございます。

それから19節、今回で一番大きな額でございますが18億9,300万円ということで、水産加工場等施設整備事業補助金ということで、内容につきましては民間団体による水産加工場の建設の支援をするといった内容でございます。今回公募してこれらの団体への補助を行うと。これは補助金は国が2分の1、町が8分の3、民間の事業者が8分の1ということになります。町の8分の3につきましては震災復興特別交付税で措置されるという内容でございます。

それから14ページでございますが、低炭素社会対応型浄化槽集中導入事業費ということで、補助事業と単独事業がございますが、一番上の低炭素社会対応型浄化槽補助金というのは補助事業でございます。従来は合併浄化建設補助金にかかわる部分でございます。今回41万4,000円の92基分を計上させていただきました。それから、その下の2つについては町単独事業として予定してございます。低炭素社会対応型浄化槽集中導入事業費補助金、いわゆる災害危険区域指定前の移転者に対する町独自の支援策ということで、14基分を見込んでございます。それから下水道処理区域内住宅等の高台移転に係る浄化槽設置補助金、これにつきましては震災前の下水道区域内に居住していた方が新規浄化槽を設置した場合の補助金でございますが、下水道区域内の方は20万円の20件見込んでございますし、漁業集落関係では15万円の5件分を見込み、計上してございます。単独事業もございますので、財源内訳は2,800万円が復興交付金、それから1,500万円の中には震災復興特別交付税等一般財源が含まれてございます。

それから2目の水道給水装置設置支援事業費で、水道給水装置設置補助金ということで1億5,000万円でございます。これは水道事業会計に補助金として繰り出しをし、水道事業会計の中で行うわけでございますけれども、いわゆる個別移転者の水道布設への補助金ということで、先にご審議をいただいておりますが、50万円の300件を見込み、計上させていただきました。

今財源内訳を申し上げましたが、改めて歳入のほうをご説明させていただきます。

8ページになります。

ただいま申し上げました交付金の裏分として震災復興特別交付税、今回15億6,500万円交付

される予定でございます。交付税の総額で98億3,700万円でございますけれども、補正後の交付税の内訳を申し上げますと普通交付税が39億8,000万円、交付税全体で40.5%でございます。それから特別交付税は2億4,000万円ございまして、交付税の中での比率は2.4%になります。

それから震災復興特別交付税、今回15億6,000万円を補正いたしまして、補正後は56億1,792万4,000円ということで、交付税全体の57.1%を震災復興特別交付税で占めてございます。

それから、その下の東日本大震災復興交付金ということで76億700万円でございますが、第3回交付金で配分可能となったものでございます。これについては一たん基金に積み立てるという内容です。

それから、歳出で申し上げました木質バイオマス関係、それから今後の地域交通のあり方の委託料として、官民連携支援事業補助金として2,400万円計上させていただきました。それから、これも歳出で申し上げました風の里の備品購入費として、全額でございますが336万7,000円交付される予定でございます。それから不動産売り払い収入ということで、前議案で可決をいただきました、ただいま現地も踏査いただきましたけれども、土地売り払い収入で3,618万1,000円、立木売り払い収入で735万7,000円でございます。

それから、基金繰入金として今回一たん積立金として積み立てましたものを、基金繰入金ということで同額を取り崩しいたしまして、それぞれの歳出に充てると。それから財調の取り崩しでございますけれども、先ほど申し上げました町独自支援の4つの事業の財源に充てたいということで、今回3億円取り崩すものでございます。今現在の財調の予定額でございますが、3億円取り崩しまして11億3,486万7,000円が残っております。

以上、歳入歳出の細部説明を終わらせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 間もなく4時を報ぜんとしておりますが、全議案終了するまで時間を延長したいと思いますけれども、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、時間を延長したいと思います。

担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。それでは質疑に入ります。5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） 10ページ、歳出の部でお願いします。

企画費の中で、官民連携による再生可能エネルギー利活用調査委託料というところがありますが、これは今町民にモニターを募集しているような、アマタ持続研究所ですか、そういったやつの研究費、あるいはそういったものの経費なんですかね。それから、これはバイオマスということで大変有効利用でいいと思いますが、例えば今も高台移転地を見て回った折、杉の塩害被害ですか、そういったものも多分に見られて、もしそういうものが活用できるのであれば環境保全のためにいいのかなと思ったんですが、その辺ちょっとお話をお願いします。

○議長（後藤清喜君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） まず1点目の、アマタで今委託で調査している部分につきましては緑の分権改革の事業でございます、基本的には今回の事業とは全く別物でございます。あれは基本的にはペレットストーブの導入に向けた実証実験ということで、この事業の採算性とペレットの普及についてそれが事業としてかなうのかどうかということとを1年間かけて調査している内容です。

今回、官民連携による再生可能エネルギー利活用調査というのは、再生可能エネルギー、5番議員がお話しのとおり木質バイオマスもございますけれども、そのほか太陽光発電、風力、当町には該当ございませんけれども地熱発電等ございますので、そういったジャンルのものを当町の町域でもし事業導入を図っていくとしたらどういった可能エネルギーがあるのかどうかということとをまずもって調査しながら、それが地域へ及ぼす影響とか、あとは事業の採算性等をコンサルと、官民連携ということでございますので、町で持っている情報等も提供しながらちょっとその方向性を見出していこうといった事業内容でございます。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） そうすると、再生可能エネルギーすべてにわたってのことだということになりましたが、今回復旧・復興ということで新しいまちづくりにぜひそういった再生可能エネルギーあるいは新しい循環型エネルギーといったものの導入が必要だと思います。高台移転地も一步一步決まってきたので、ぜひそういったものの導入を図っていくことが特色のあるまちづくりにいいのかなと思います。先ほど言いましたように、例えば塩害の杉の処分、あるいは瓦れきなど、もしそういったものがペレット状に加工できるのであればなおいいのかなと思いますが、その辺ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） ペレットの製造プラントの中で、塩害被害木の塩分を抜かない

と恐らくうまくいかないのかなというふうにも思っておりますけれども、これは現在既に実証実験に取りかかろうということで準備を進めておりますので、もう少し事業者と産業振興課がとりあえず窓口になって今進めておりますけれども、ちょっと意見調整をしながら可能かどうか、活用方法について検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） ほかに。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 私もこの10ページのエネルギーで、先ほどの総務課長の説明ですとバイオマスとの関係の研究というか調査といった説明でありました。これは聞くところによりますと戸倉地区の第2処理区、要するに瓦れきの、そこにバイオマスによって焼却をするエネルギーとして使うというようなお話を聞いております。それをやるがゆえの調査なのか。そこにバイオマスをつくる、要するに燃料をつくるための調査なのか、最終的にだれがどこで何をしようとしている事業の調査費なのかですね。その辺のところをお聞かせいただきたいと、思います。

それから、きょういろいろ見てきました宅地あるいは山林等々の土地の購入になるわけであり、ます。そのときに、いろいろと単価が表示されております。県と町で土地の鑑定士を依頼してその単価というものを打ち出してきました、大体の基準となるべくところも出てきたんですが、土地の地主さん等には協力をいただくということで了解をしながら測量に入り、さていよいよ単価の交渉と申しますか契約ということになった場合におきまして、例えば「100円です」と、地主さんが「いや、もう10円足して110円にしてくれないか。それでないとなかなか難しい」となった場合において、基準の価格を一応出していますけれども、幾らぐらい上乗せしての交渉までが可能なのか。どうしても基準どおりでなくてはだめだとなった場合において、地主さんが了解しない場合は即座に別の場所を選ばなければならないのかということにもなってくるわけですね。だからその辺の許容範囲というんですか、国のほうからはあくまでも基準でないよこの交付金はよこしませんよということなんでしょうけれども、何と言っても最終的には地主さんの了解をもらわないとこの事業は進まないわけであり、ます。そういった1割、2割の上乗せは可能なのかどうなのか。それによって交渉が成立しない場合は即座に別の場所を探すのかどうか。あるいは何年かけても交渉に進んでいくのか。これは必ず避けては通れない問題になってくるわけです。協力的に、「町のほうでそうであれば、この震災ですから仕方ありません。どうぞお使いください」という方だけならば問題はないんですがね、中には「先祖代々の土地を、今まで固定資産税をどんと払ってきたやつを今やっつと売るときに、こんな安い価格では売れない。もう少し足してもらわなければ困る」とい

うことになった場合における交渉はどうなっていくのか、それが一番心配なところなんです。その辺。

それから、13ページの水産加工施設整備の補助金、この補助制度はこれからも続くのかどうか。また、例えば今は間に合わないというか始まらないんだけども今後被災された方々がまたやりたいといったときに、こういった補助制度の対象になるのかどうか。その期間はいつごろまで猶予があるのか、その辺ですね。

○議長（後藤清喜君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） 1点目の再生可能エネルギーの関係でございますけれども、戸倉の2次処理施設に設置予定のバイオマス発電装置、そういう話がございましてけれども、それありきで動いている事業ではございません。当町で今後考えられます再生可能エネルギーというのはいろいろございましてけれども、そういった事業を実際に事業者として、主に民間事業者になりますけれどもそれが当町で起業して、果たして事業採算性があるのか、または地域経済に及ぼす影響とか、あとは直接住民に及ぼす影響、そういったものを既定の実証実験はやれる部分もございましてけれども、例えばバイオマス発電については今回戸倉に設置されますのでそういった情報を入手しながら、今後の方向性を見出していくといった形になるかと思っております。最終的には一番は事業の採算性とリスクの検証の部分がメインになりますので、直営として事業を展開いたしますけれども基本は民間の事業者の参入が果たしてこれで行けるのかどうかというのをちょっと見出していきたいなというふうには考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 単価につきましては、先ほど来ご説明しておりますとおり一定の標準値の単価をもとに交渉に当たるとというのが大前提ではあるという認識ではおります。ただ、議員ご指摘のとおり、いずれ事業推進のためには用地交渉が大方の進捗のかぎを握るという部分も当然のことかと思っております。どこまで上げられるか、許容できるかという部分については現段階では何とも言えませんが、いずれほかの自治体も同じような状況かと思っております。そういったのも踏まえながら検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 13ページの水産加工工場等施設整備事業補助金の関係でございますが、補助金ということなものですからこの名前のとおり補助するんですけれども、これはどこの施設ありきのところに補助するというのではなくて、津波でかなりこの手の施設

が被災してしまいましたので、これを復興するために補助金を出すということなんですが、先ほど申しましたようにどこどこが手を挙げているからではなくて、この議決をいただきました暁にこれを公募いたします。それで、公募するに当たりまして、つかみの数字というわけではないですけれども町としてはこれぐらいのものが必要だろうということ、そのモデル的な施設整備を算定いたしまして、それで復興交付金事業のほうに計上したということです。

公募する関係で、こちらが想定しているこの金額の範囲の中でおさまるのか、あるいはもっと出てくるのか、それは今のところ公募してみなければわからないというのが正直なところなんですが、議員がお聞きのところはもっとこれが継続するのということなんですが、とりあえず24年度はこれをもって公募しますけれども、現時点でこれからやるのに24年度中では恐らくその施設整備は終わりませんので、多分にこれは25年度までは繰り越しせざるを得ないだろうとは考えております。ただし、その中で今度はその期間の変更だけではなくて、もっともっとうんと出てきた場合とかに関しましては、次のときに当たりましてこの計画を変更して、さらに交付金事業を申請するということになります。ですから、申請したときにそれがそっくり認められればまたふえてきますし、かなり査定されることは覚悟しておかなければならないんですけれども、これですべて終わりというわけではないんですが、どこまでも大丈夫ですよというのは現時点ではなかなか言いかねるところでございます。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 再生エネルギー関係ですけれども、そうしますとありきではないというようにお話ですが、私が認識していたのは2次処理場でやる事業のためにこの調査をするのかなという思いでありましたので、何かそちらのほうではこの調査結果を見て進めるような話もちよっと聞いているんですけれども、その辺はどうなっているのか。だから先ほど、だれがどこで何をしようとしている事業に対しての調査なのかということを知りたいんですよ。全く関係ないですか。そこなんです。そういうことをはっきりしていただきたいと。

これからの土地の折衝、本当に必ず問題が出てくると思うんですよね。現にいろいろな話が今飛び交っておりまして、とても安くて売れないと、もう少し上げてもらわないとというようなこと、それから折衝して例えば許容といいますか、そうなってくると今度は基準で了解した方に悪くなってくるしね。ごね得みたいな形になってくる可能性もあるわけです。だから非常に難しい。だから町としては毅然として、これ以上は絶対だめですよということではないかならないと思うんです。格差が出てしまうから。不平等が出てはまずいんですか

ら。その際、その単価ではだめですとなったときに、オーケーをもらうまで時間をかけるのか、それとも別な場所をまた考え直すのか。どちらが早い復興につながるのかということになってくるわけなんですね。限られている土地ですから難しい面もあるんですが。ただ頑として聞かない方もいるような気もします、今の住民の方々のお話を聞きますと。ですから、二刀流とわけじゃないんだけど2つの考え方でいかないとなかなか進まないのかなというふうに思いますので、今これ課長に返答しろと言ってもなかなか難しいかと思しますので、その辺のところもよく考えてやっていただきたいというふうに思います。

あと産業振興課長のほうには後で聞きに行きますので。今時間がありませんから。終わります。

○議長（後藤清喜君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） 戸倉に設置されるバイオマス発電については、これは事業者が県の事業として設置しているものなので、町の事業とは切り離して考えてよろしいかと思えますけれども、今回は再生可能エネルギーですので、基本的には太陽光発電とバイオマス発電、風力等と一緒に研究、検討する機会があるかと思えますけれども、そういったジャンルのエネルギーを当町においては一番どれがベターなのかということもあわせて研究する内容でございますので、当然バイオマスも入ってまいりますけれども、それは必要に応じてデータ等の収集は県のほうに働きかけながらいただくことにはなろうかなというふうには考えてございます。

○議長（後藤清喜君） ほかに。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第80号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第81号 平成24年度南三陸町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（後藤清喜君） 日程第12、議案第81号平成24年度南三陸町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

- 議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。
- 町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第81号平成24年度南三陸町水道事業会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今補正予算は、東日本大震災により被災した町民に対する町の独自支援策として新たに創設した水道給水装置設置補助金について所要額を計上したことによる増額補正予算であります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。
- 上下水道事業所長（三浦源一郎君） それでは、補正予算書の19ページをお開き願います。

収益的収入及び支出、3条予算でございますが、先ほど町長のお話もあり、また一般会計補正予算でも説明のありました個別移転者の水道布設工事に係る町独自補助で、1件当たり50万円の300件分を見込んだもので、それぞれ歳入歳出に計上したものでございます。以上でございます。

- 議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。2番高橋兼次君。
- 2番（高橋兼次君） 確認の意味で1点。ここで議決されればすぐ執行という形になるんだろうと思いますが、震災後既に移転されている方もいるんですが、これはさかのぼってやるんだろうと理解しているんですが、それでいいんですか。

それから、まだ大分水道管が露出している部分が多々あるようでございますが、今後の埋設計画といいますか、そういう考えは今の段階で持っているのかいないのか。大変露出の部分が多いと危険が伴うといいますか、命をつなぐ水ですので、それも含めて交通事故なども起きる可能性もあるので、計画があるのかいないのか、まずもってお聞かせ願いたいと思います。

- 議長（後藤清喜君） 上下水道事業所長。
- 上下水道事業所長（三浦源一郎君） 第1点目のどこまでさかのぼるのかということですが、それは震災の3月11日までさかのぼるということでございます。

それから、現在露出している管の埋設に関しましては、危険箇所等がありましたならば即何とか対応したいとは考えていますが、基本的には各関係機関の道路とかそういうふうなもの

の工事の進捗状況に合わせて対応するという以外に今のところありませんので、そのような格好になると思います。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） まだまだ先のことということなのでしょうから、それまでの管理、巡回なり見回って歩いて、ミスのないように進めていただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） ほかに。4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 50万円の300件ということですが、この戸数、これは現在何件くらい申し出があるのか。恐らく漠然とでもそれなりの想定をして予算化されたと思いますが、現在何件くらいあるのか。今後これ以上多くなった場合は予算をさらにつける必要があると思いますが、その辺はどうですか。

○議長（後藤清喜君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） 現在のところ、申請は230件ほどございます。ただし、すべてがこれに該当するかというところでもないものですから、今後いろいろ審査をして、その辺を詰めていきたいと思っています。また、この金額で足りないといった場合は補正で対応したいと思っています。以上です。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第81号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の日程はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成24年第8回南三陸町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後4時23分 閉会